

農業委員会 だより

第6号

令和2年10月

編集・発行
別海町農業委員会
TEL 0153-75-2111
FAX 0153-79-6045
E-mail nougyou@betsukai.jp



※令和2年8月5日別海推進委員会委員で現地評価（畑評価）をしている様子

目次

会長就任のあいさつ	2
広報委員長のあいさつ	2
第24期別海町農業委員の任命について	3
退任された農業委員の紹介	4
令和元年度農業委員・農業委員会職員永年勤続者表彰受賞！	4
農地の売買・贈与・賃借等をしたとき、お近くの農業委員へ相談を！	4
農地を耕作目的以外に使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です	5
農業者年金に夫婦や親子でそろって加入しましょう！	5
農業委員会事務局機構図	6
別海町賃借料情報	6



会長就任のあいさつ

別海町農業委員会

会長 小野 栄一

会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から農業委員会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年七月二十日、町長から第24期農業委員27名に辞令が交付されました。

また、同日、第一回総会において引き続き会長に選出され、会長として3期目となります。

大変身の引き締まる思いとともに責任の重大さを感じております。これまでの経験を生かし新たな決意と情熱をもって農業の維持・発展のため専心努力いたす所存でございます。

今年は、新型コロナウイルス

又感染症の影響で経済環境の悪化や業務用乳製品の需要減少、学校給食の一時停止、さらには海外からの輸入野菜が一時的に滞るなど、農業においても大きな影響を受けました。一刻も早い終息を願っています。

さて、国際貿易交渉は、TPP11・日EU・EPAに加え、本年一月には日米貿易協定が発効されました。

今後は、署名国から再協議を求められたり、追加交渉の圧力が強まるのではないかと心配されます。

また、農業従事者の高齢化が進む中で、農業の将来に対する不透明感の高まりによ

り、農業から離脱する担い手が増す一方、酪農業は特に新たに就農を目指す人材が不足している状況にあります。

このことにより、遊休農地の増加に傾きつつある地域も存在し、併せて農村の活性化も失われていくことが、特に懸念されます。

そのためには、わが国の協定等の発動に伴う影響を十分に検証し、食の安全や食糧の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、生産基盤の強化の観点から加工原料乳生産者補給金や集送乳調整金等引き続き農業経営安定対策に特段の配慮をするよう、国に対して万全な対策を求めてまいりたいと考えております。

今後とも別海町の農業を次世代に繋げるためにも、委員一同、心を二つにして難題に取り組んでまいりますので、皆様方よりさらなるご支援・ご協力をよろしく願います。

いあいさつ

広報委員長 信夫 重勝

別海町農業委員会だより第6号の発行にあたりご挨拶申し上げます。

日頃より、農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、私、第一回総会において引き続き広報委員長となりました。

今日、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下ではありますが、今後も広報誌を通じて、皆様への情報を提供させていただくとともに、様々な課題に対応したいと思っておりますので、農業委員にお気軽にご相談ください。

今後とも身近な農業委員会として、親しみを感じていただけるよう努力してまいりますので、よろしく願います。

第24期 別海町農業委員の任命について

別海町農業委員は、本年7月20日に辞令交付式を開催し、引き続き第1回別海町農業委員会総会において、小野会長及び信夫会長職務代理が委員の互選により決定しました。

また、農地等の利用の最適化を推進することを目的に農業委員会内に、4つの地区の推進委員会を設置していますが、こちらにおいても総会で推進委員長及び推進副委員長が、互選により決定しました。

農業委員27名の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

※推進委員は議席番号順、カッコ内数字は期数、敬称略

別海推進委員会



別海
推進委員長
山田 良雄 (5)



奥行
推進副委員長
齊藤 主夫 (3)



別海旭町
推進委員
山崎 茂 (2)



中西別
推進委員
藤田 浩義 (1)



上風連
推進委員
小島 敏 (2)



別海
推進委員
阿部 浩 (2)



中西別
推進委員
藤井 実 (2)



別海
推進委員・広報副委員長
押田 賢二 (2)



中西別
推進委員
林 武雄 (2)



中春別推進委員会



美原
推進委員長
加藤 真純 (7)



豊原
推進副委員長
芳賀 均 (5)



美原
推進委員・広報委員
畠山 友子 (2)



尾岱沼
推進委員
内藤 宏幸 (3)

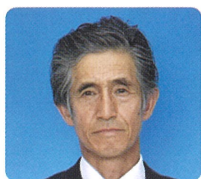


豊原
推進委員
伊藤 一吉 (1)



中春別
会長・推進委員
小野 栄一 (7)

西春別推進委員会



西春別
推進委員長
大内 敏光 (4)



泉川
推進副委員長
木幡 誠 (7)



西春別駅前
推進委員
及川 哲夫 (4)



西春別
推進委員
市川 義晴 (4)



西春別
推進委員
中村 繁男 (1)



泉川
推進委員・広報委員
竹花 新吉 (1)

上春別推進委員会



上春別
推進委員長
加藤 和広 (6)



上春別
推進副委員長・広報委員
羽石 健一 (3)



大成
推進委員
石毛 剛 (2)



上春別
推進委員
中洞 薫 (1)



上春別
推進委員
浦山 宏一 (5)



本別
会長職務代理・推進委員・広報委員長
信夫 重勝 (5)

退任された農業委員の紹介

令和2年7月19日、任期満了に伴い勇退された農業委員のみなさまへ、長い間ありがとうございました。

- 會 田 勝 規さん 1期 (西春別推進委員会 推進委員・広報委員)
- 太 田 公 一さん 1期 (別海推進委員会 推進委員)
- 小 杉 良 夫さん 6期 (西春別推進委員会 推進委員長)
- 五ノ井 勝 徳さん 1期 (上春別推進委員会 推進委員)
- 望 月 英 彦さん 3期 (中春別推進委員会 推進委員)



令和元年度農業委員・農業委員会職員永年勤続者表彰受賞！

令和2年3月19日に農業委員4名及び事務局職員1名が一般社団法人北海道農業会議会長表彰の永年勤続者表彰を受賞しました。

この表彰は、永年に渡り、農業委員として農地関係法の適正な事務と地域農業の振興に努め、本道農業の発展に寄与してきた者、及び農業委員会職員として多年勤務し、農業委員会の運営に寄与した者に対して表彰されるものです。

＜基準日：令和2年2月1日＞

氏 名	区 分	役 職	在任期間(通算)
小 野 榮 一	農業委員	会 長	17年7か月
加 藤 真 純	農業委員	農業委員(中春別推進委員長)	17年7か月
小 杉 良 夫	農業委員	農業委員(西春別推進委員長)	17年7か月
木 幡 誠	農業委員	農業委員(西春別推進委員・前会長職務代理)	17年7か月
廣 島 静 治	職 員	主 幹(総務担当)	7年10か月

農地の売買・贈与・賃借等をしたとき、お近くの農業委員へ相談を！

○農地を買いたい・売りたい、農地を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。

○農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○なお、農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳細については農業委員会までお問合せください。(農地の売買に農地法第3条の許可が不要で、売った際に係る譲渡所得について特別控除があるなど、メリットがあります。)

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 農地調整担当 電話0153-75-2111 内線1816

農地を耕作目的以外に使用する場合は、 原則、**農地法の許可**が必要です

以下に当てはまるときは、まず、農業委員会に 相談しましょう

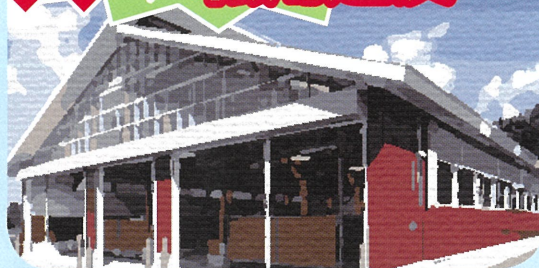
- ☐ 農地に牛舎や農機具格納庫など農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- ☐ 農地に、住宅を建てようとするとき
- ☐ 農地を、地域のイベントなどの臨時駐車場として一時的に利用する場合等々

農地に牛舎を建築
するので、農地法の
手続きについて
相談しにきたよ



農地法の許可なく、牛舎を建築したら

× → 転用違反



- ▶ 農地は国民のための限られた資源であり、農業生産基盤を守るために農地法があります。農地を利用される方は、農地法も守っていきましょう。
- ▶ 農地法に違反すると、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金））が科される場合があります。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 農地調整担当 電話0153-75-2111 内線1817

農業者年金に夫婦や親子でそろって加入しましょう！

あなたの老後の備えは十分でしょうか？
年金は家族一人ひとりが準備することが大切です。
農業者年金は、あなたの老後をサポートします。

【税制の優遇措置があります。】

- 1 支払った保険料は、全額（一人年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 2 将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が一人120万円までは全額非課税となります。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 総務担当 電話0153-75-2111 内線1811

農業委員会事務局機構図

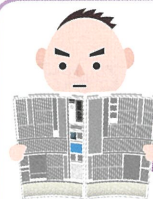
令和2年4月1日現在

事務局 事務局長 中村 公一

総務担当 主任 加藤 美和 事務員 佐野 雅哉

主幹 榎木 直人

- ① 農業委員会の総会に関する事。
- ② 農業委員会規則等の制定又は改廃に関する事。
- ③ 農業委員会職員の人事服務に関する事。
- ④ 告示等に関する事。
- ⑤ 公印の管守に関する事。
- ⑥ 審査請求、訴訟、陳情に関する事。
- ⑦ 予算の編成及び経理に関する事。
- ⑧ 補助金等の事務に関する事。
- ⑨ 文書及び物品の收受発送に関する事。
- ⑩ 農業者年金に関する事。
- ⑪ 備品等の維持管理に関する事。
- ⑫ 農業委員会の任命に関する事。
- ⑬ その他農業委員会に関する事。



全国農業新聞を
購読しよう！

◆購読料：月額700円（送料・税込み）
新聞購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
☎（0153）75－2111

農地調整担当 主任 山下 真弘 主事 齊藤 一真
主任 川原 浩貴 主事 佐藤 大樹

主査 藤巻 成司

- ① 農用地等の権利移転、使用収益権の設定及び転用等に関する事。
- ② 農用地等の利用関係のあっせん及び争議防止に関する事。
- ③ 農用地等の売渡、検査及び買（収）戻等に関する事。
- ④ 農用地等の登記事務に関する事。
- ⑤ 国有農地等の所管換、所属替及び売却に関する事。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法に関する事。
- ⑦ 農地保有合理化事業に関する事。
- ⑧ 農地所有適格法人関係に関する事。
- ⑨ 現況証明等に関する事。
- ⑩ 農業者関係資金に関する事。
- ⑪ 農用地の贈与税、不動産取得税猶予適格証明願いに関する事。
- ⑫ 農地の調整に関する事。
- ⑬ 農用地等集団化事業に関する事。
- ⑭ 集団化事業の調査啓もう及び情報宣伝に関する事。
- ⑮ 農地中間管理事業に関する事。
- ⑯ 農地台帳に関する事。



貸借料 別海町情報

平成31年4月から令和2年3月までに許可（公示）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における貸借料（1ha当たり）は、以下のとおりとなっています。

（牧草畑）

（1ha当たり）

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
別海	23,855円	36,000円	5,000円	47	別海・中西別・上風連・奥行・本別海・走古丹
西春別	30,589円	40,677円	9,090円	24	西春別・泉川・矢臼別
中春別	25,649円	30,000円	15,000円	3	中春別・豊原・美原・床丹・尾岱沼・野付
上春別	29,217円	35,000円	18,000円	14	上春別・本別・大成

※地域区分は、別海町農業委員会区域内の各推進委員会区域。